

事故やトラブルに注意

正しく安全な使用を

令和6年度

農薬危害防止運動を実施中

問 農林課 農業ブランド振興係

長野県では、農薬による事故等の発生を未然に防止することを目的に、6月1日から8月31日までの間、県下一斉に農薬危害防止運動を実施しています。農薬の適正使用に関する詳細は、小諸市ホームページをご確認ください。

農薬って なんだろう？



- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、その他の薬剤（忌避剤、展着剤等）
 - 農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤等
 - 防除のために利用される天敵（天敵農薬・天敵製剤）
- ※農薬取締法から抜粋

登録を受けた製品を使用する

農薬を購入するときは、商品のラベルをよく確認してください。登録農薬には「農林水産省登録〇〇〇号」と登録番号が必ず記載されています。日本では、登録農薬と特定農薬のみ使用することができます。無登録農薬を農作物等（家庭菜園や庭木、緑地・公園を含む）の病害虫及び雑草の防除目的として使うことは禁止されています。

使用基準・使用方法を遵守して

農薬は、農作物を病害虫や雑草などから守り、農業の生産性を高めるために重要な生産資材のひとつです。一方で、使用方法を誤ると使用者や周辺住民、周辺環境に悪影響を及ぼすことがあります。使用基準等を遵守した農薬の安全かつ適正な使用が求められています。登録農薬であっても適用外の使用は出来ません。使用基準に従って使うことが義

務づけられているので適用作物、使用量、使用回数、使用時期などを必ず守ってください。

また、農薬は種類も多く、ホームセンターなど身近な場所で購入できるものもありますが、園芸や家庭菜園などを楽しまれている一般の方も農業者同様に、農薬の適正管理・適正使用の徹底をお願いします。

使用前は、必ずラベルを確認

農薬は、製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、必ず使用する前にラベルを確認してください。名前や形状の類似した農作物であっても使用できない農薬もありますので適用作物名をよく確認してください。登録農薬の名称や適用農作物等の情報は「農薬登録情報提供システム」からも検索できますのでご利用ください。



農薬登録
情報提供システム

農薬による事故防止のための注意点

人に対する事故防止

- 農薬を使用するときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を正しく着用する。
- 散布区域周辺の住民や学校等に事前に周知し、通勤・通学時間の散布は控える。
- 居住者や通行人に被害を及ぼさないよう風向きに注意する。強風時は散布を控える。
- 毒劇物に該当する農薬だけでなく、全ての農薬について安全な場所に施錠保管し、適切に管理する。
- 誤飲防止の観点から、ペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えない。
- 不要になった農薬や空容器・空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者等に処理を依頼するなど、適切に処分する。
- 散布作業後は、全身を洗うとともに洗顔し、衣服を取り換える。

周囲の農作物、家畜等への被害防止

- 飛散が少ないと考えられる粒剤、微粒剤等を選択する。
- 飛散低減ノズルを使用する。
- 適性な散布圧力、散布量で散布する。
- 養蜂が盛んな地域においては、蜜蜂の巣箱やその周辺に農薬が飛散しないよう注意する。
- 蜜蜂に被害を及ぼさないよう事前に付近の養蜂飼育者と連絡調整し、お互いに対策を講じる。
- 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

農薬等の使用に当たっての
注意事項▶

